

2022年5月11日

各 位

東京都渋谷区神宮前三丁目 28 番 1 号
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役 社長執行役員
松崎 善則
(コード番号: 7606 東証プライム)
問い合わせ先

I R 部 部 長 三 井 俊 治
電 話 番 号 03-5785-6637

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、2022年6月27日開催予定の当社第33回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

①「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条第2項に場所の定めのない株主総会の開催の追加をお願いするものであります。

なお、株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害、社会的な潮流等に照らし、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

また、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣および法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主の皆さまに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更案の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月27日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月27日(予定)

以上

現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 定款第15条の削除及び新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上